

# 株式轉換の手續と効果

菱 田 政 宏

(目 次)

序 説

第一款 轉換の手續・方法

第二款 轉換の效果

第一項 総 説

第二項 株式轉換と会社の資本

第三項 株式轉換と会社の発行予定株数

## 序 説

わが商法は、会社が「利益若ハ利息ノ配當、残余財産ノ分配又ハ利益ヲ以テスル株式ノ消却ニ付内容ノ異ル數種ノ株式ヲ發行スルコト」を認めており(二二二条一項)、また「会社ガ數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ株主ガ其ノ引受ケタル株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ轉換スルコトヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコト」を認めて(二二三条ノ二)。これが轉換株とよばれるものであるが、本稿はこのような轉換條項の付与されている株式を他の種の株式に轉換するための手續・方法や、株式轉換の效果について考察せんとするものである。<sup>①</sup>

株式轉換の手續と効果

五五

① なお転換株の概要については、拙稿「転換株」法学論集二三巻四・五・六合併号一四一頁以下参照。また転換条項付与の目的や転換条項の内容容については、拙稿「株式転換条項」法学論集一四巻四・五・六合併号七二五頁以下参照。

## 第一款 転換の手続・方法

一 わが商法の下では、株式の転換は株主の請求によって行なわれる。株主が転換の請求をするには、転換しようとする株式の数及び請求の年月日を記載して署名した請求書一通に<sup>①</sup>株券を添えて会社に提出することを要する(商法二二二条ノ五)。

転換の請求は定款所定の請求期間内は何時でもこれを行うことができる。しかし、転換の請求によって、当然に請求のとき転換の効力が生じるので、株主の随時の転換請求によって株式構成が変化することになることから、会社はこれに即応した処置をとらねばならないこととなり、事務的に甚だしく煩雑をきたすことになる。そこで商法は、株主簿の閉鎖期間内は転換の請求もまたこれをなしえないこととして(二二二条ノ五第三項)<sup>③</sup>、株主総会の招集通知などについて錯雑した関係が生じることを防止せんとしている<sup>④</sup>。

会社が株主名簿の閉鎖に代えて基準日の制度をとる場合には(商法二二四条ノ三参照)、基準日以降定時総会までの間転換請求は認められるかどうか、認められるとすれば転換後の株主の地位如何という問題が生じる。基準日を特定の株式についての権利者のみを定むべきものであって定時総会に出席すべき者を定めるべきものではないと考えるか、基準日を株式についての権利者及び権利の内容を確定すべきものと考えるかによって、結論を異にすることになろう。一般の基準日という制度からしては、基準日以降定時総会までの間株式の転換を認めないことは無理であろう。

それでは転換を認めるとすると、転換によって株主は定時総会において如何なる地位に立つかの問題がでてくる。定時総会における議決権行使の株主を確定するための基準日を決算期の翌日とした場合に、それ以降発行された新株については、株主は基準日にかかわらずなく、定時総会で議決権を行使できるといふのが通説である。したがって転換による株式発行も新株発行の場合であるから、定時総会における議決権行使の株主を確定するための基準日以降に転換の請求があった場合に、この転換を認めれば、その株主の議決権は転換によって発行される株式（種類及び数）に応じた議決権を有することになる。結局、株主名簿の閉鎖の代用としての基準日の制度は、株式の転換の場合には、その役を果し得ないものと考えられる。したがって実際上は、転換条項においてこの点についての何らかの規定が必要と考えられる。

アメリカにおいても、實際上優先株（累積的・非累積的、参加的・非参加的）と普通株の転換は、配当の支払にしばしば困難をもたらすところから、登録日の株主をその期間の株主として取扱うことも認められている。<sup>④</sup>

- ① 昭和三〇年改正前には請求書は三通要するとされていたが、これは一通を会社に保存し他の一通を登記申請の添付書類として使用したためである。しかし登記申請には転換の請求を証する書面の添付で足ることとされ（商業登記法八三条参照）、請求書は一通でよいことに改められた。
- ② 株券の提出がない以上転換の効力は発生しないと解せられる（同旨、高橋正蔵・改正商法のもとにおける株式の研究―株券を中心として―五二頁）。転換株を買入している場合にも、転換の請求には株券の添付を要するものと解せられる（同旨、高橋・前掲五二頁）。この場合は質権者において質権設定者の委任を受けて転換請求をなせばよく、株券を会社に交付した後は会社が質権者の代理人として質物を所持する関係にならう。

③ もっともこれは会社の事務煩雑を防止するための規定であるから、転換条項においてこの規定の適用を排除することは可能と考えられる。なお商事法務研究二五四号一八頁参照。

④ 名義書換停止期間中に通常の新株発行がなされた場合には、新株の株主は定時総会で議決権を行使できるが、株式の転換の場合は転換自体が商法二二三条ノ五第三項でおさえられているので、定時総会まで名義書換が停止される場合には、転換自体ができない。

⑤ これに対して、基準日は株式の異動によって、議決権を行使する株主名簿上の株主を捕捉するために設けられた制度であるから、基準日以後に株主となった者は排斥できないとの見解がある。

⑥ George S. Hills, *Convertible Securities—Legal Aspects and Draftsmanship*, California Law Review, Vol 19 (1930), p. 19.

二 転換の請求をする者は転換せんとする株式について株主として株主名簿上に記載されているものであることを必要とせず、裏書の連続によりまたは譲渡証書によって、株券の適法の所持人と見られるものであれば足りる。<sup>①</sup>

なお、わが国では一株に満たない端株の発行は認められないので、新株一株または数株に相当する転換株を提出しなければならぬ。<sup>②</sup>

① アメリカでは、転換の請求のできるものを名簿上の株主に制限する十分な理由はなごとして、転換は常に株券の引渡によって効果が生じるとする見解 (Hills, op. cit., p. 14) と、登録株主のみが行使しうるとの見解 (William Meade Fletcher, *Cyclopedia of the Law of Private Corporations*, 1958 rev. volume by Morton S. Wolf, Vol. 11, § 5306, p. 909) とがある。44号 Fletcher, op. cit., § 5307, p. 911 参照。

② アメリカでは、株式転換の際、端株 (fractional share) を発行しなごのが通常であるが、分割証券 (scrip certificates) を発行するものが通例である (Joseph F. Bradley *Fundamentals of Corporation Finance*, rev. ed. 1960, p. 219)。また、転換発行株の市価を基準として、端株に相当する金額を償還する (Richard C. Osborn, *Corporation Finance*, 1959, p. 81)。

なお分割証券は通常、一株の百分の一の denominations やその倍数のもので、数が揃えば一株と交換しうるものである。そして分割証券は無議決権・無配当で、有効存続期間に制限がある。この分割証券発行に関する定款の規定は種々である (Bradley, op. cit., p. 219)。

三 転換の効力が生じたときは、株主の提出した株券は株券たる性質を当然に失い、会社は以後その株主を転換後の株式の所有者 (株主) として取扱ひ、株主名簿の記載を訂正し、且つ遅滞なく新株券の発行をしなければならない (商法二二六条<sup>①</sup>)。

転換によって与うべき株式は会社が発行を予定する株式総数のうちに予め留保されておかねばならない (商法二二三条ノ第三項)。留保を要するのは、定款に定められた転換株が現実に発行されて、その転換請求期間が始まって

から終るまで（転換期間内）の間である。<sup>②</sup>したがって、転換の際のための未発行授権株式の存在は、定款において転換株の発行を規定する際、あるいは取締役会で転換株の発行を決定する際には必ずしも必要ではなく、転換期間が始まるまでに定款を変更して所要の未発行株式を準備しておけばよいと解せられる。<sup>③</sup>

会社は転換の請求期間内、転換によって発行すべき株式の数を発行予定株式総数のうちに留保しておかなければ、転換の請求に応じて新株発行をなすことができない。転換株を発行しながら、会社が未発行授権株の留保をしなかった場合に、転換の請求がなされても請求により当然に転換の効力が生じるものと解することはできない。<sup>④</sup>この場合には会社の責任や取締役の責任の問題は生じよう。なお、転換のために留保すべき株式については、株式転換による以外にこれを発行することは許されず、会社がかかる留保株式の中から新株を発行するときには、社会が発行すべき株式総数を超えて新株発行をする場合に準じて、事前には新株発行差止の対象となり（商法二八〇条ノ一〇）、事後には新株発行無効の訴（商法二八〇条ノ一五）の原因となるものと解せられ、<sup>⑤</sup>またいわゆる超過発行の罪（商法四九二条ノ一）ともなるものと解すべきであろう。

アメリカにおいても、社外転換株をもつ会社は、常に転換請求に応じうる株式を未発行で保持することが要求され、<sup>⑥</sup>また、転換に対する悪意の懈怠に対しては売買契約不履行の場合に適用される（契約価額と、契約不履行の時におけるその財産の市場価額との差額を損害賠償額とする）一般原則にしたがい、<sup>⑦</sup>転換株主は適当な転換請求の要求に応じて速かに引渡されるべき株式の価額によって算定される損害額を求償しうるとされている。

① 大隅健一郎・全訂会社法論上巻（昭二九）二五九頁、石井照久・新版商法一（昭三八）二七九頁。

② ドイツでは株式の転換は通常は株券にその権利変更をスタンプを以て表示するが、これは有効要件ではない（RG. 83, 421）。

- ② 大隅健一郎・大森忠夫・遂条改正会社法解説(昭二六)一六三頁。
  - ③ 矢沢博「転換証券の法制的構成(一)」法学協会雑誌六八卷六号五八七頁。
  - ④ 同旨、転換社債について、鴻常夫・社債法(昭三三)五八頁。
  - ⑤ 同旨、大隅・全訂会社法論上二五八頁、大隅・大森・前掲一六三頁、転換社債について、鴻・社債法五八頁。
  - ⑥ Joseph H. Bonnevile, Lloyd E. Dewey & Harry M. Kelly, Organizing and Financing Business 6th ed. (1959) p. 103.
  - ⑦ Van Allen v. Illinois Central R. Co. 20 N. Y. Super. Ct. (7 Bosw.) 515 (1861); Bratten v. Catwaisa Railroad Co. 211 Pa. 21, 60 Atl. 319 (1905); Tagart v. Northern Central R. Co. 29 Md. 557 (1868); Chaffee v. Middlesex R. Co. 146 Mass. 224, 16 N. E. 34 (1888); Howard Estates Development Co. v. Metropolitan Trust Co. 208 App. Div. 138, 203 N. Y. Supp. 97 (1924).
- しかし損害の主張には実害を明示するを要し(Fletcher, op. cit., Vol. 11, § 5307, p. 911) 株主が転換を申出た証券を売却するか、また何か現実の取引(例、転換発行株の売却を契約したが、会社の転換拒否により契約を履行しえなから)により損害額を確定するかしなれば、損害賠償を請求せず、現実を蒙った損害をその請求の根拠とせらる。Cheatham v. Wheeling & Lake Erie Ry. Co. (D. C. N. Y. 1930) 37 F. (2d) 593.
- なお、転換株主は契約違反のみを出張すれば足り、訴因(cause of action)が生じた後の株主の行為(例えば会社を債務から救済すべき行為)は防禦として明らかたせらるべきとせらる(Fletcher, op. cit., Vol. II, § 5307, p. 910; Marony v. Wheeling & L. E. Ry. Co., 33 F. (2d) 916)。

## 第二款 転換の効果

### 第一項 総 説

一わが商法の下では、転換の請求があると、その請求があったときにおいて当然に転換の効力を生じ(商法二二三条ノ六本文)<sup>①</sup>、転換請求のあった株式は消滅し、これを表彰する株券はその時に失効することとなる。そしてこれにか

わる新株式が発行される。

もっとも、転換請求のときを区切りとして、新旧株式についてそれぞれ日割計算をもって利益または利息の配当をしなければならぬものとするならば、会社は事務処理上困難な立場に立つので、会社は、定款の規定をもって利益または利息の配当については、転換請求のあった時の属する営業年度またはその前営業年度の終りにおいて転換があったものとみなし(商法二二二ノ六後段)、転換請求のあった営業年度については、転換後の新株式または転換前の株式を基準として一律に利益または利息の配当をなすことが認められる。もっとも、定款の規定をもって転換のあったものとみなし得る特別の時期を定めうるのは、利益または利息の配当に関する限りにおいてであって、議決権・新株引受権・残余財産分配請求権等については転換の請求のあったときから当然に新たな種類の株主として待遇せられることになる。<sup>⑤</sup>

なお、転換によって発行される種類の株式は、転換のときすでに発行済の種類の株式である必要はない。

① 旧法(三二六条)が転換はその請求をなした時の属する営業年度の終りにおいてその効力を生じると定めていたのに対し、現行法は、転換株と転換によって発行する株式との間に価値の生じた場合に、時期を失せず転換の請求をなして新株を売却し、その利鞘を稼ごうよう、転換株の妙味を適時に發揮させるために改められたものである。このことは一般投資者に対する転換条項の訴求力を昂めるものとして意義を有する。

② 西本寛一・株式法要論(昭三四)三六頁、島本英夫「特殊の株式」株式会社法講座二卷五六三頁。

二 株式転換の効力が生じたときは、株主は再び元の種類の株式への復帰を請求することはできない。<sup>①</sup> 株を目的とする質権は、転換によって交付を受ける新株式の上に存することとなる(商法二〇八条)。<sup>②</sup>

① アメリカにおいても、一度転換がされれば、再転換はできないとされている(Bonneville, Dewey & Kelly, op. cit., p. 103)。

② 大隅・全訂会社法論上二六〇頁。

株式転換の手続と効果

## 第二項 株式転換と会社の資本

一、わが商法は転換株について、予め転換の条件を定めることを必要とする旨規定しているが、その内容については転換株発行当時の事情が会社によって種々異なることにかんがみ、直接的には制約を付していない。しかし、転換によって発行する株式の発行価額については、これを転換株の発行価額をもってする旨の明文規定（商法三二二条ノ三）がある。

転換によって発行される株式の発行価額を転換株の発行価額とすることについては、その当否について議論のあるところである。転換によって発行する株式の発行価額（同時に転換株の消却価額）決定の基準としては、転換発行株の市価<sup>①</sup>・転換株の転換時の市価<sup>②</sup>に基かしめる方法も考えられる。

わが商法が転換によって発行する株式の発行価額を転換株の発行価額によると定めたのは、額面株式が券面額未満で発行することが禁止されていることの潜脱を防止するための配慮<sup>③</sup>や、設立の際発行される無額面株式の最低発行価額を定款で定める趣旨・新株発行における著しく不当な価額での発行に対する保障制度などの潜脱手段として転換株が利用されるのを防止するため<sup>④</sup>である。

この転換による株式発行の価額をどう定めるかは、転換によって会社の資本が如何なる影響を受けるかに関連してくるのであるが、額面株式の金額は均一なることを要する（商法二〇二条一項）とするわが商法の下では、額面優先株が額面普通株に転換される場合に、優先株一株が普通株一株またはそれより少ない数の普通株に転換するべく定めら



れている場合には、転換株の発行価額は転換によって発行される株式の額面金額またはそれ以上になるが、逆に優先株一株が一株より多くの普通株に転換するべく定められている場合には、転換株の発行価額は転換によって発行される株式の額面金額に達しないことが生じ得る。したがって、転換によって発行する株式の発行価額が法定されていることが、専ら右のような券面額以下の発行の禁止を意図しているとすれば、それは実質的には、発行価額に関する規定というよりはむしろ、発行価額を通じて転換の条件（転換率）を制約する規定ということにならう。

この点について、転換によって発行する株式の発行価額を特定の一つの基準に法律を以て定めることは、所詮無理でもあり不必要でもあり、<sup>⑤</sup> 転換によって発行する株式の発行価額そのものを定めるといふよりはむしろ、転換の行われうる場合の転換率を限定するという意味合いにおいて、「転換によって発行する株式の発行価額は転換株の発行価額を下ることを得ない」旨の規定を設ければ、十分なのではなからうかという見解もある。<sup>⑥</sup>

しかし、転換によって発行する株式の発行価額を例えばその市価などによらしめるとすれば、株式の転換に当っては資本に組入れるべき準備金、または資本準備金に組入れるべき剰余金の存在が必要となり、この点から考えれば、<sup>⑦</sup> わが商法が転換株の発行価額を基準としていることも、株式の発行価額や券面額と資本との関係についての商法の立場から見れば妥当な措置と考えられる。<sup>⑧</sup>

① 一般に、転換株の所有者は転換率をも考慮に入れた上で、転換によって発行される株式の市価が転換株の市価よりも高くなったときに、転換を請求するものであるから、転換に際しては、転換発行株の市価が決定的に重要な要因であり、市価を無視しての転換は考えられず、この点から見れば新株式の発行価額の基準をその市価に求めることには合理性があるともいえよう。

② 転換株の転換時における市価を転換率を加味して、新株式の発行価額とすることも比較的有意義な基準とならう。ただし、転換が盛んに行われれば、転換株の市価は高くなり、新株式の市価は下降し、転換株と転換発行株とは、転換を行っても損益のないいわゆる転換点または均衡点

#### 株式転換の手続と効果

(conversion or parity point) に達し、兩種の株式の市価は理論上一致する傾向があるからである。ことに新発行株式が確たる市価を有しないとき、転換株の市価が基準として用いられる実益があらう。

③ 鈴木竹雄—石井昭久・改正株式会社法解説(昭二五)七四頁。

④ 伊沢孝平・註解新会社法(昭二五)三六三頁。

⑤ 丹波教授は、転換により発行する株式の発行価額の合理的な基準は健全な会計実践の発展によらしむべく、法律の規定でその処理まで限定的に明定すべき問題ではないであらう、とされる。(丹波康太郎「改正商法と株式転換の会計—主として改正商法」第二百一一条ノ三」に対する一会計学徒の疑問—」会計五九巻一—号一三三頁)。

⑥ なお、新株の発行価額を、市価を基準とする場合には、株式の割引発行を招来せしめるおそれがないでもない。例えば額面発行の五〇円額面優先株一株が、五〇円額面普通株三株に転換される場合、普通株の市価が四〇円のとときの如きである。

なお、ニューヨーク州株式会社法、二七条参照。

⑦ 例えば、券面額五〇円の転換優先株を一〇〇円で発行し、これが普通株一株に転換しようという場合、転換の際の転換優先株の市価が一六〇円で、また普通株の市価が八〇円だとすると、この転換発行株の発行価額を転換優先株または普通株の市価によって二株で一六〇円とすると、発行価額の中資本準備金に組入れるべき六〇円を、他の剰余金からもってくる必要がある、この剰余金がなければ転換不可能となる。

二 現行商法が株式転換において、旧株を消滅せしめ、これに代って新株を発行するという構想をとっているとしても、それは「株式の変動」についての問題であって、「資本の変動」の問題とは異なるから、理論的には、株式の転換によって法定資本を変動させねばならぬことはないと考えられる。<sup>⑧</sup>

したがって、転換株の払込資本をそのまま保持するということは、一般に株式の転換によっても新しい資本が会社に追加投資されるのではないということからは、一応根拠のあることであらう。

しかし、わが商法が転換によって発行する株式の発行価額を法定し、且つ現行商法は政策的に、資本の額を株式の発行価額や券面額との関連の下にその最低限を規制する立場をとっているので、株式転換の場合にも、政策上資本の増加が要求される場合があるものと考えられる。転換が行われても、新旧株式の発行価額の総額そのものは変わらない

が、株式の発行価額の中には必ず資本に組入れられるを要する部分とそうでない部分とがあり（商法二八四条ノ二）、資本に組入れられない部分は資本準備金に組入れられるから（商法二八条ノ二第一号・二号）、新旧株式の一方が額面株式で他方が無額面株式である場合や、双方が額面株式であるが新旧株式の数が異なる場合には、発行価額のうち資本に組入れられるべき金額が異なるを得ないことがでてくる。<sup>③</sup>

この点については、転換株の発行に当り資本準備金に組入れた金額の全部または一部は、取締役会の決議で（商法二九三条ノ三第一項）資本に移して資本を増加しなければならない場合が生じてくる。そしてこのことは妨げないであろう（商法二九三条ノ三第一項参照）。しかし反対に、先に資本に組入れた金額の一部を資本準備金に移して資本を減少することは、資本減少には法定の債権者保護手続を要するところから、資本減少の手続なしにはこれを認めえないと解せられる。<sup>④</sup>

例えば、転換株も新株もともに額面株式である場合には、転換率が一对一であれば、いずれも発行価額のうち券面額に相当する額が資本に、超過額が資本準備金に組入れられ、転換の前後に変化は生じない。転換株の発行価額が券面額を超え、且つ転換率が転換株一株に対し新株が一株をこえるような場合には、転換株の発行に当って資本準備金に組入れられた券面超過額に相当する額は、新株の発行に当っては資本準備金より資本に移して資本を増加しなければならぬ。これに対し、転換に当って転換株よりも少ない数の新株を発行する場合に、その数の減少に応じて資本を減少し、その分を新株の券面超過額として資本準備金に移すには、正規の資本減少の手続（商法三七六条以下）によらなければならないと解せられる。<sup>⑤</sup>

転換株が額面株式で新株が無額面株式である場合には、転換株の券面総額と新株の発行価額のうち資本に組入れる

ことを必要とする額（発価価額の四分の三）の兩者を比較し、前者が後者より小であれば、その不足分を資本準備金から資本に組入れなければならない。前者が後者より大であれば、その超過分を払込剰余金として資本から資本準備金に移すには資本減少の手續を要すると考えられる。<sup>⑥</sup>

転換株が無額面株式で新株が額面株式である場合には、転換株の発行価額のうち資本に組入れられている額と新株の券面総額を比較して、前者が後者より小であれば、その不足分は資本準備金より資本に移さなければならない。前者が後者より大である場合には、その超過分を資本から資本準備金に移すには資本減少の手續を要することになる。

転換株も新株もともに無額面株式である場合には、転換率の如何をとわず、発行価額の総額が転換の前後において同一なのであるから転換によってとくに資本増加を必要としない。なお転換株の発行の際に、その発行価額の四分の三をこえて資本に組入れられている場合に、転換に際し発行価額の四分の三までの限度で資本の減少をし、その減少額を新株の払込剰余金として資本準備金に組入れるには、資本減少の手續によらなければ許されない。<sup>⑦⑧</sup>

- ① 矢沢惇「商法と会計原則の改訂」企業会計六卷八号一四〇頁参照。
- ② 西山忠範・株式会社における資本と利益（昭三六）一九九頁。
- ③ 株式の転換によって資本の額に変動が生じる場合の、新旧資本の差額を転換差額とよぶ。
- ④ 同頁、鈴木竹雄・会社法補正版（昭四〇）八七頁、石井・新版商法Ⅰ（二七九頁、大隅・会社法論上二六〇頁、大隅・前掲一六六頁。
- ⑤ これに対し丹波教授は、額面五〇円の転換優先株を五〇円にて発行し、この株三株に対し額面五〇円の普通株が二株転換によって発行される場合には、三株転換毎に五〇円が資本金から転換剰余金に移り、この転換剰余金は額面普通株を額面以上の価額で発行したことより生じるもので、資本剰余金であり、二八八条ノ二第一号に該当するもので資本準備金として積立てる必要があるとされ、例えば三千株転換の際の会計処理は、

資本金（額面優先株）……………150,000  
 資本金（額面普通株）……………100,000  
 転換剰余金（額面超過金）……………50,000

すべきものとされる（丹波・前掲。一三三頁）。

⑥ 額面五〇〇円の転換株を六〇〇円で発行し、これを無額面株式二株に転換する場合には、その無額面株式の発行価額は二株で六〇〇円、一株で三〇〇円となるのであるが、この場合その四分の一の七五円（一株で一五〇円）を払込剰余金とすることはできず、払込剰余金は五〇円（一株で一〇〇円）に止め、二五〇円（一株で五〇〇円）は必ず資本に組入れておくを要する。もっとも発行価額全部を資本に組入れて資本の増加をはかることは差支えないと考えられる。同旨、西本・株式法要論三三頁）。

⑦ 転換前より低く定めることは、減資手続によってのみ認められるので（商法三七五条以下）、その場合に生じる転換差益は通常の減資差益と変りはない（西山・前掲一九八頁）。

減資手続を経ない場合には転換差益は発生する余地がなく、また減資手続を経る場合には資本準備金となる。

例えば、（借方）貸借資本100,000（貸方）資本準備金（減資差益）100,000

また転換差損については、その本質が資本準備金の法定資本化の一場合である。

⑧ なお、転換によって資本の増加が生じた場合には、転換による変更の登記（商法三二条ノ七）においてこれを登記しなければならない。

三 わが商法は転換によって発行する株式の発行価額を転換株の発行価額と法定することによって、転換株発行のときに、実質上の額面以下の発行を禁止している。したがって、転換率がこの点より自ら規制を受けることになる。

転換株を発行する場合には、それが額面株式であっても、無額面株式であっても、転換発行株が額面株式である場合には、転換発行株の発行価額が券面額を下らないようにすることが必要である。

これに対して、額面株への転換が割引発行を結果しそれ故に転換不可能と考えられるが如き転換率の場合でも、これを無額面株へ転換されるものとするときは転換が可能となる。この場合転換株の発行価額が著しく不公正か否かは、転換株発行の時の、転換により発行される無額面株の市価の如何により、定まることになる。<sup>⑩</sup>

株式転換の手続と効果

六七

株式の転換に際し、資本準備金の一部を資本に組入れる必要がある場合には、会社は転換に際し資本に組入れるを要する額を、資本準備金として留保しておかなければならない。もっとも、予め転換のためにこれを資本に組入れておくことは差支えない。しかし、これを資本の欠損の填補に充てたり、転換以外の目的で資本に組入れて新株を発行したりすること（準備金の資本組入による新株発行）はできないと考える。

① 拙稿「株式転換条項」法学論集一四卷四・五・六合併号七三八・七三九頁参照。

### 第三項 株式の転換と会社の発行予定株数

一 わが現行商法は、株式の転換は旧株の消滅—新株の発行という形式をとっている。転換率が一対一であって、したがって転換株と転換発行株の数が同一である場合には、会社の発行済株式総数に変動は生じない。しかしながら、転換株と転換発行株の数が同一でない場合には、会社の発行済株式総数に変動が生じる。この場合、転換株よりも転換発行株の方が数が少ない場合には、転換によって、発行済株式総数が授權株式総数の四分の一を下ることが生じる。しかし、このような事態は転換の結果生じたものであって、差支えないものと考ええる。

二 転換によって転換前の株式の属する種類の株式の発行済株式総数が減少し、転換によって発行された株式の属する種類の株式の発行済株式総数がそれだけ増加する<sup>①</sup>。したがって転換発行株の方の種類については、転換のために留保されていた未発行株式数もそれだけ減少する。他方、転換株の属する種類の株式の未発行株式総数が増加するか否かについては問題がある。この点について、転換株は転換権が伴っている点を顧慮して発行予定株式数について、それだけ余計の数を出すことが認められると考えられるから、転換の目的を達した以上は、一応その数だけは発行予

定数から除かれると解し、転換により消滅した転換株の属する種類の株式数は、未発行授權株式数として復活しないと解する見解がある<sup>②</sup>。

しかし転換は、いわば発行授權株式の種類に振り替えがあったものと見るべきであり、転換のために留保されていた未発行株式（例普通株）の総数は減少するが、そのかわりに転換によって消滅した株式がその種類の未発行株式（例優先株）として復活し、会社は更にこれについて新株の発行をなしようと解すべきである<sup>③</sup>。また転換によって発行された株式の属する種類の未発行株式数が減少するのに、転換された株式の属する種類の未発行株式数が増加しなれば、転換株が転換期間内に転換される場合とされない場合とで、授權株式総数が実質的に相異を来すことになり、転換がなされると授權株式総数が各種類の発行予定株式数の総和に一致しないことになろう。

① これは登記事項の変更となり、したがって、登記を必要とする（商法一八八条二項四号・五号・六号、同条三項・六七条、商業登記法八三条）。この登記は、毎月末日現在において、その日から本店の所在地においては二週間、支店の所在地においては三週間内になければならぬ（商法二二二条ノ七）。

② 田中誠二・会社法（昭三三）一六七頁。

③ 同旨、大森忠夫・会社法講義案（昭二七）一〇四頁、大隅・会社法論上二六一頁、石井・新版商法一（二）二七九頁。

三 前述の如く、株式の転換によって、転換株の属する種類の株式の未発行株式数は増加し、その増加分は新たにこれを発行することができるかと解せられる。ところでその場合、これを転換株として発行することができるかどうかという点については、転換株として発行することはできないとするのが有力説のようである<sup>④</sup>。

この見解は、転換株はそれ自身種類株ではないから、転換株の転換がなされても、当然転換株の未発行株式数が増加することにはならないとし、さもなければ、転換によって転換株の属する種類の株式の発行予定数の枠が増加する

ことよつて轉換によつて發行される株式の種類の種類は發行予定株式数は無制限に拡大されなければならないとする。

ところで轉換株自体は數種の株式の一をなすものではないといふことは、轉換株は數種の株式の存在を前提として存在し得べきものであり、したがつて轉換条項自体は商法二二二条一項の株式の種類を區別する基準となりえないといふことをいっているのであつて、轉換条項の有無といふことは實質上から見れば、株式の權利内容を定めるにあつて、重要な要素をなすものと考えられる。②ところで定款に定められる各種類の株式の發行予定数は、会社の發行するその種の株式数の枠を定めてるのであり、轉換権を含んだもの(例えば利益配當優先株)が發行されることが授權されているとすれば、轉換条項の付された種類の株式の未發行株式数が増加する限り、轉換株として發行することは定款に別段の規定なき限り可能と考える。③ただし、定款に定められた轉換条項の内容(例、轉換期間等)などから見て、轉換株として發行されるのに不適當である場合にはこの限りでない。そしてこの場合は、もしこの種の株式が轉換株として發行されるべきものと定款で定められているときには、轉換条項の付与されぬ株式として發行することもできないと考える。④けだし、轉換条項自体は株式の權利内容を構成する要素なのであるから、この種の株式が定款で、轉換条項を付与して發行する可く予定されている場合には、轉換条項を付与せずに發行することは、定款で予定された權利内容の株式の發行とはいへなくなるからである。

なお、現行商法の下においては、期限付優先株や条件付優先株の優先権が消滅しても、それだけ普通株の發行済株式数が増加したり、右のような優先株の未發行株式の数が増加することにはならない。⑤

① 例へば、石井・新版商法I(一)二七九頁、大隅・会社法論上二六一頁。

② 拙稿「轉換株」法学論集一三卷四・五・六合併号四七五頁参照。



- ③ なおアメリカでは、転換によって転換優先株が自己株式となり、再売却 (resell) されることを妨げるために、すべて転換優先株は消却 (retire) 乃至消去 (cancel) され、再発行 (reissue) されないことを定款で規定しうるとされ (Bradley, op. cit., p. 219)。
- ④ これに対して、転換権の付与は会社の任意とされる場合には、転換権の付与は必ずしも必要でない。
- ⑤ 解除条件付優先株・期限付優先株は条件の発生・期限の到来によって、その優先権が消滅しても、それは当該株式の権利内容の実質的変更であって、株式自身は同一性を保ち、旧株の消滅―新株の発行によってなされる株式の転換とは異なる。したがってその株式は権利内容が実質上変わった場合でも、発行当時の当該種類の発行予定株式数や発行済株式数には変化を生じない。このような株式は、優先権が条件の成就あるいは期限到来によって消滅した場合でも、そのような内容 (条件付或は期限付優先権) をもった株式 (一つの種類の株) が発行されたのであるから、そのような (歴史的経過を経た) 種類の株式として存続し、優先権が消滅した後は実質的には普通株とは異ならないが、形式的には一つの種類の株 (条件付或は期限付の優先株) すでにその優先権は消滅したが) として存続し、当該種類の発行予定株数や発行済株数には何らの影響がなく、したがって当該株式の種類には変動がないものと解せられる。ただし優先権消滅後は、普通株に対して別個の種類の株式として取扱う実益乃至必要性はないので、普通株に対して種類株主總會等が問題となることはない。もっとも、実質的な権利内容の無差異の故に、会社が定款変更によって、形式的にもそれらを同一の株式 (普通株) に統合することは可能である。

このように、他の種の株式に転換されるか否か、たとえ権利内容に変更されてもそれ自体同一種類の株式を構成するか否かが、転換株とそうでないものとの区別の要件とも考えられる (なお拙稿「転換株」法学論集一三巻四・五・六合併号四七六頁参照)。

なお、例えば期限付優先株が数回に分けて発行される場合、ある特定の時における権利内容が異なる限り (例えば、発行後十年間利益配当優先権が認められるというような場合には、発行の時によって権利内容が異なることが生じる)、それは商法にいう数種の株式としての別異の株式ではないが実質上は別異の味種を構成し、別個の種類株主總會が問題となることも生じよう。実質的な株式の種別は、ある特定の時における権利の内容が同一か否かによって区別されるべきである。発行の時の条件 (どのような内容の権利が与えられるか) が同一でも、時の経過によって実質的な権利内容が異なることがあり、また発行の時の条件が異っても一定の時における権利内容が同一であることもある。